

# 地球温暖化対策推進大綱の評価・見直しを踏まえた 新たな地球温暖化対策の方向性について（抜粋） （第 2 次答申）

（平成 17 年 3 月 11 日。中央環境審議会答申）

## ・大綱の見直しを踏まえた京都議定書目標達成計画の策定

### 3 . 各区分や部門にまたがる横断的対策・施策

#### （ 5 ）自主行動計画の充実と透明性の確保

##### （自主行動計画の充実）

現在、日本経団連の下で各業界ごとに自主行動計画が作られており、取組が進められている。こうした取組は、各業態・企業の自主性や創意工夫を引き出すきめ細かい取組となっており、これまで一定の成果を挙げてきている。自主行動計画をさらに充実させ、実効性のあるものにしていくためには、業務部門に区分される本社ビルや営業拠点における削減努力、運輸部門の荷主としての物流の効率化に向けた取組など、二酸化炭素の排出量の大幅な増加が見込まれている業務部門や運輸部門での自主行動計画の策定とその着実な実践が期待されている。

日本経団連は、産業・エネルギー供給部門と比べてこれまで取組に差異のある運輸部門及び業務その他部門についても自主行動計画の策定を関係業界に促し、その実行を確保しようとしている。また、製造業に属する企業でも運輸部門や業務その他部門の活動を行っており、産業部門のバウンダリーを超えた削減活動を評価する動きが広がっている。運輸部門及び業務その他部門の二酸化炭素排出量が増加している状況にかんがみれば、これらの分野についての対策の実行に関して、自主行動計画を策定する意義は大きい。

##### （自主行動計画の協定化と透明性の確保）

経団連の自主行動計画は、産業界が企業市民として社会に対してコミットしたものであると言われている。その透明性や実効性について保証するため、経団連として関係審議会でのレビューを受けたり、環境自主行動計画第三者評価委員会を設置して評価を行う等の努力をしている。

透明性を高めることについては、算定の基礎データの公表を一層推進するとともに、経団連環境自主行動計画第三者評価委員会の 2003 年度環境自主行動計画評価報告書でも指摘されているとおり、「各業種から提出された数字と国の統計との整合性の確認、計画全体の目標と各業種目標の整合性の確認、各業種目標の妥当性のチェック」等について、「専門的能力を有し、客観的な判断ができる専門機関の活用を検討」すべきである。

実効性を高めることについては、同評価委員会は、自主的な取組について、一層の説明責任と目標達成の見通しの現実性が求められるとしている。

このためにも、自主行動計画について政府との間で協定を結ぶことについて検討され

るべきである。また、企業の社会的責任や環境報告書、環境会計との連携についても検討が必要である。

また、同評価報告書は、「欧州諸国にみられる自主協定も、環境自主行動計画の今後を考える上で一つの参考となる。我々が理解する自主協定は必ずしも法的拘束力や罰則等を伴うものではない。政府もしくは独立性の高い専門機関によるデータのチェックによって、透明性、信頼性を確保するとともに、協定に基づく対策の実施を産業界の柱と位置づけ、目標が達成される限りにおいて追加的対策を講じないことが担保されれば、参加各業種のインセンティブ向上も期待できる」とされている。

一方、現大綱に自主行動計画は、各主体の自主的かつ幅広い参画による自らの創意工夫を通じた最適な方法の選択が可能等の理由から、環境と経済の両立を目指す本大綱の中核の一つを成すものと記載されており、経団連自主行動計画は政府を含め社会全体に対する公約であることから、改めて協定を政府と結ぶ必要はないとの意見もあった。

(削減努力をした企業が正当に評価される仕組み)

経団連の自主行動計画は、一定の成果を収めているが、全体として評価する仕組みとなっていることから、個々の業界や個々の企業の努力が外から見えにくい仕組みとして機能しているおそれがある。

自主行動計画は努力した業界や企業の個々の取組が評価される仕組みと両立する形で機能させることも可能であると考えられる。既に企業によっては、大変な努力を始め、その成果を挙げているところが多いことを考慮し、また、経団連は個々の企業の自主的自立的な取組を奨励することはあっても阻害することはないと表明していることから、個々の企業が正当な評価を受ける仕組みを同時に準備しておくことが大切である。

また、努力を行った個々の企業が消費者から評価される仕組みが重要であり、政府は先進的な取組を奨励・支援すべきである。さらに、業界として、あるいは企業として政府と協定を結び、実際に積極的な取組を進める企業に対しては、より大きなインセンティブを与えることも考えられる。

## 5 . 個別ガス別の対策・施策の強化

### 2 ) 産業部門の対策・施策の強化

(各業種の自主行動計画に基づく取組の促進)

経団連自主行動計画の下、業種ごとに自主行動計画が定められ、排出削減に向けた取組がなされており、ほとんどの業種から、各業種の目標達成が可能である、又は目標達成に向け努力する、との表明がなされている。(平成 16 年 3 月 10 日産業構造審議会・総合資源エネルギー調査会日本経団連環境自主行動計画フォローアップ合同小委員会)

また、中央環境審議会及び総合資源エネルギー調査会による 2010 年の排出量見通しによれば、現行大綱の産業部門の - 7 % という目標を達成するためにも、産業部門の個別業種の自主行動計画に基づく取組が必要となる。

したがって、京都議定書目標達成計画においては、社会的信頼に応えて、経団連自主行動計画目標が十分に達成され、また、経団連自主行動計画の下の個別業種が各自の自

主的な目標値に向かい全力で取り組むことが奨励され、その蓋然性の向上が図られるべきことが位置づけられる必要がある。

個別業種の目標達成に向けては、京都メカニズムの補足性を踏まえ、国内での削減努力を基本としつつも、京都メカニズムを活用することも可能である。ただし、自主行動計画の達成のために京都メカニズムを活用する場合には、事業者による自主的な対策の一環であるので、国別登録簿の政府口座又は償却口座に無償でクレジットを移転することが必要である。また、目標未達の場合に必要なクレジット償却量としては、目標達成計画との関係では、自主行動計画の対象年度の 2010 年度だけでなく、京都議定書の第一約束期間である 2008 年～ 2012 年の 5 年分に係る不足量に相当する量が必要であると考えられるが、今後、事業者との十分な議論が必要である。

また、自主行動計画の目標達成の蓋然性を高めるため、政府としての経団連自主行動計画のフォローアップ作業に中央環境審議会・環境省が参画することを検討すべきである。ただし、フォローアップを的確に行うためには中央環境審議会としての体制整備と事務局である環境省の体制整備が必要であるとともに、経団連側の負担が増えないよう配慮する必要があり、これらの点も含め、中央環境審議会・環境省によるフォローアップの在り方について検討をしていくことが適当である。